

2025 年 6 月 26 日

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、日本政策金融公庫宇都宮支店（支店長 城 龍二郎、以下「日本公庫」という）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、さまざまな危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

大規模な災害が発生した場合、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、事業者支援だけでなく、店舗立地が近接している足利銀行と日本公庫の栃木県内店舗（宇都宮支店、佐野支店）での一時的な施設の相互利用も連携内容に加え、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、本覚書の締結に至りました。

2. 業務連携の内容

日頃から、危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （１）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
 - （２）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
 - （３）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難（※）
 - （４）被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用（※）
 - （５）その他危機事象発生時に必要となる連携
- （※）日本公庫は、宇都宮支店、佐野支店が対象

3. 締結日

2025 年 6 月 26 日（木）

以 上



足利銀行



足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610
TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp